

電磁的記録の開示方法

本巢市における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項に基づく電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次のとおりとする。

第1 音声データは、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
- 2 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付

第2 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。）は、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 電磁計算機その他の専用機器により再生したものの聴取（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
- 2 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

第3 第1及び第2に掲げるもの以外の電磁的記録は、次に掲げる方法により開示の実施を行う。

- 1 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付
- 3 その他当該電磁的記録に応じて適切な方法